

(案)

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（実施要領及びその付属書類、仕様書、図面及び受託者が委託者に提出した企画提案書をいう。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務責任者（第11条第1項の規定により定めた業務責任者をいう。以下この項及び第10条において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 受託者がグループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為をグループ等の代表企業に対して行うものとし、委託者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該グループ等の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下この条において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関連業務等の調整)

- 第3条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者の発注に係る第三者の履行する他の業務又は工事が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う業務又は工事の円滑な履行に協力しなければならない。

(業務工程表の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結（この契約が高松市契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により高松市議会の議決を要する場合は、本契約締結をいう。以下同じ。）時に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

(案)

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項に基づき履行期間又は仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、業務工程表の再提出について準用する。この場合において、第1項中「この契約締結時」とあるのは、「当該請求があった日から10日以内」と読み替えるものとする。
- 5 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受託者は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- (権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受託者が前払金の使用等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

(案)

第7条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

履行期間の終了後又は第40条及び第42条から第47条までの規定により委託者若しくは受託者がこの契約を解除した後も、同様とする。

2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第8条 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 受託者は、委託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項について報告しなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（調査職員）

第10条 委託者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1） 委託者の意図する業務を履行させるための受託者又は受託者の業務責任者に対する業務に関する指示

（2） この約款及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（3） この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務責任者との協議

（4） 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 委託者が調査職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

6 委託者が調査職員を置かないときは、この約款に定める調査職員の権限は、委託者に帰属する。

（業務責任者）

第11条 受託者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

(案)

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく委託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(主任技術者等)

第12条 受託者は、次に掲げる者を定めて履行場所に設置し、仕様書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 主任技術者(建設業法第26条第1項に規定する主任技術者(同条第3項の工事の場合には、専任の主任技術者)をいう。以下同じ。)又は監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者(同条第3項の工事の場合で監理技術者補佐(同項ただし書の政令で定める者。以下同じ。)を専任で置かないときは、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者)をいう。以下同じ。)

(2) 監理技術者補佐

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 前条に規定する業務責任者、主任技術者等(主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(業務責任者等に対する措置請求)

第13条 委託者は、業務責任者又は受託者の使用人若しくは第8条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務(主任技術者等又は専門技術者と兼任する業務責任者にあつては、それらの者の職務を含む。)の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 委託者は、主任技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受託者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 委託者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受託者は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行状況について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、委託者と受託者とが協議して定める。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、履行期間の終了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

(案)

- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受託者は、業務の内容が仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、委託者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書の各書面に齟齬があること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、仕様書を訂正する必要があるものについては、委託者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書を変更する場合で成果物の変更を伴うものについては、委託者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、仕様書を変更する場合で成果物の変更を伴わないものについては、委託者と受託者とが協議して委託者が行う。
- 5 委託者は、前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第18条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

(案)

第19条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（第28条において「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰することができないものにより成果物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い履行期間の禁止）

第19条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第20条 受託者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連業務等の調整への協力その他受託者の責めに帰すことのできない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。

3 委託者は、前項の履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の変更）

第21条 委託者は、特別の理由により履行期間を変更する必要があるときは、履行期間の変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第22条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第20条の場合にあつては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第23条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(案)

- 3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(事情変更)

第24条 予測することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適當となったときは、委託者又は受託者は、業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第25条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他の業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第26条 成果物の引き渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（保険により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（保険により填補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者及び受託者のいずれの責めにも帰することができないもの（第6項において「不可抗力」という。）により、成果物等に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

(案)

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（成果物等であって検査、立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する業務における損害については、委託者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 成果物に関する損害 損害を受けた成果物に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 資材等に関する損害 損害を受けた資材等で通常妥当と認められるものに相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第29条 委託者は、第9条、第15条から第19条まで、第20条から第21条まで、第24条から第26条まで、前条、第33条又は第38条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（中間検査）

第30条 委託者は、必要がある場合には、業務の途中において、委託者の指定する出来形部分について検査をすることができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、成果物を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(案)

(検査及び引渡し)

第31条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、成果物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

4 委託者は、第2項の規定による検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

5 委託者は、受託者が前項の規定による申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受託者は、業務が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第32条 受託者は、成果物を引き渡したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第33条 委託者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受託者は、委託者が前払金の支払を約した業務については、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の4に相当する額以内の額の前払金の支払を委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の2に相当する額以内の額の前払金の支払を委託者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(案)

- 4 受託者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、委託者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、委託者は、受託者の請求があったときは、直ちに認定するかどうかを決定し、当該決定の内容を受託者に通知しなければならない。
- 5 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）に相当する額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）に相当する額を超えるときは、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 8 委託者は、受託者が第6項の期間内に前2項の超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第6項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受託者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2 受託者は、前項に定めるもののほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受託者は、前払金をこの契約の履行に係る経費以外の支払に充当してはならない。

(第三者による代理受領)

第37条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第38条 受託者は、委託者が第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、この契約の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者がこの契約の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第39条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完

(案)

を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第40条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第42条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第41条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第43条第8号及び第10号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第43条第8号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第43条第10号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

(2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

(委託者の催告による解除権)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経

(案)

過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第12条第1項第1号に掲げる者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完をしないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第43条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が第6条第1項の規定に違反し、業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 受託者が第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) 受託者がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受託者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受託者が第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者(受託者がグループ等であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が、次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等(受託者の代表役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約(以下「再委託契約等」という。)を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(案)

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、委託者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

サ この契約に関し、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条 委託者は、第42条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第45条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第46条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 第18条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

（2） 第19条第1項又は第2項の規定による業務の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

(案)

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は、消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受託者は、第42条、第43条の規定による解除又は次条第3項各号に掲げる者により行われる解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第42条、第43条の規定による解除又は次条第3項各号に掲げる者により行われる解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条、第43条の規定によるとき又は次条第3項各号に掲げる者により行われるときは委託者が定め、第40条、第45条又は第46条の規定によるものであるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が、民法の規定に従い協議して定める。

(委託者の損害賠償請求等)

第50条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者が履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(案)

- (3) 第42条又は第43条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第42条又は第43条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第43条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）に該当する場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 第51条 受託者は、第43条第10号キからコまでのいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、委託者が成果物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の場合において、受託者がグループ等であり、かつ、既に解散しているときは、委託者は、当該グループ等の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。
- 4 前3項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- (受託者の損害賠償請求等)
- 第52条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(案)

(契約不適合責任期間等)

第53条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、契約の解除又は損害賠償の請求（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しするとき、委託者が検査をして直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 委託者は、請求等を行うときは、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者に契約不適合についての責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項ただし書に規定する請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の理由となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 委託者は、引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第54条 受託者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第55条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第56条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。